

昭和郷第二保育園改築工事の 入札に参加希望される業者の方へ

社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会

御社におかれましては益々ご隆盛のこととお慶び申し上げます。日頃より本会事業に対しまして何かとご協力いただいておりますことを心より感謝申し上げます。

昭和郷第二保育園改築工事の入札参加希望の手続につきまして、下記のとおり注意していただきたい点がございますので、よろしくお願いいたします。

1、入札方法について

入札方法は、希望制指名競争入札により行います。

2、入札参加希望票の提出について

①入札参加希望票および質問票にもれなく記入され、添付資料についてもすべて提出をお願いいたします。

②書類はフラットファイルに入札参加希望票・質問票を表にし、添付資料を順番に綴って提出してください。受付は、1月24日から1月31日までです。(平日の9:00~17:00)

③郵送での提出も可能ですが、最終日の到着分までが有効となります。

④今回出された入札参加希望票一式は返却いたしません。

3、指名業者の選定について

入札参加希望票・質問票および添付資料を参考に、法人の選定基準により選定させていただきます。選定結果の通知につきましては、入札説明事項・参考図等と共に2月15日に担当者宛に郵送させていただきます。(選定された業者のみ通知いたします)

4、その他

入札参加希望票を提出された業者の方は、入札日まで、現場確認の目的以外に法人本部への訪問はご遠慮くださいますようお願いいたします。

提出先：東京都新宿区原町3丁目8番地

社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会

法人事務局 総務部 担当：品川

Tel03-3341-7162 Fax03-3341-7165

※都営地下鉄大江戸線 牛込柳町駅下車 徒歩3分

(牛込柳町駅西口出口、地上に出てすぐ左方向へ進み、つきあたりの日生薬局の前です。)

昭和郷第二保育園改築工事 入札参加条件

- 1 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当していなこと。
- 2 東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱（平成 18 年 4 月 1 日 17 財経総第 1543 号）に基づく指名停止期間中であることなど指名から除外する期間中でない者。（公表日から入札日まで）
- 3 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和 62 年 1 月 14 日 61 財経庶第 922 号）第 5 条に基づく排除措置期間中でない者。
- 4 建設業の許可を有する者。
- 5 東京都内に契約締結権限がある本店、支店または営業所があること。
- 6 東京都の平成 23・24 年度建設工事等競争入札参加有資格者で、各付けが建築工事 A 級であること。
- 7 経営不振の状態（会社更生法第 30 条第 1 項に基づき更生手続き開始の申し立てをしたとき、民事再生法第 21 条第 1 項に基づき再生手続き開始の申し立てをしたとき、手形または小切手が不渡りとなったとき等）にないこと。

（一般競争入札の参加者の資格）

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、次の各号の一に該当すると認められる者をその事実があつた後 2 年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

1. 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
2. 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
3. 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
4. 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
5. 正当な理由がなくして契約を履行しなかつた者
6. 前各号の一に該当する事実があつた後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者